

レンタサイクル利用規約

この利用規約は、一般社団法人浜田市観光協会（以下 協会）が運営管理するレンタサイクルについて、お客様（以下 利用者）に遵守していただく事項について規定しています。

1. 利用申込、利用予約

利用申込、利用予約は、下記のいずれかの方法で行います。

- (1)協会窓口で申込、予約
- (2)電話予約

利用申込書に必要な事項を記入のうえ、身分を証明できるもの（運転免許証、パスポートなど顔写真があるもの）を提示してください。

2. 利用時間

貸出・返却とも営業時間内の9時00分から17時45分までをお願いします。

※利用時間を過ぎる場合には、必ず営業時間内に協会に連絡をしてください。

3. 貸出、返却場所

協会にて貸出、返却をお願いします。

4. 利用料金

普通自転車 3時間 500円(税込) 1日 800円(税込)

電動自転車 3時間 700円(税込) 1日 1,000円(税込)

※3時間を超えた場合は、1日料金となります。

また、貸出日に返却できなかった場合は、追加料金として1日分を請求いたします。

5. 自転車の故障・損傷

パンク修理

利用中に発生した自転車のパンクについては、協会が修理を行います。

その他の故障・損傷

利用者は、ご利用前に自転車及び鍵等の付属品に故障等不具合がないか、必ず確認してください。

利用中に自転車が故障した場合は、直ちに運転を中止し協会までご連絡ください。

利用者に起因する自転車の故障については、修理代金は利用者にてご負担いただきます。

自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が発生したとしても、協会は一切の責任を負いません。

6. 自転車の盗難・紛失

ご利用期間中に自転車から離れる場合は、必ず自転車の鍵を施錠してください。

利用期間中に自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合は、速やかに協会まで連絡してください。

無施錠放置等、利用者に起因する事情により、盗難、紛失した場合は、損害賠償の請求をすることがあります。

7. 事故

利用期間中に、第三者による事故・盗難等により利用者に損害等が発生した場合において、協会は一切責任を負いません。

利用期間中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとるとともに、協会に事故発生の日時、場所、原因、事故の状況について報告してください。

事故についての示談等が必要な場合には、自らの責任において行ってください。前項にかかわらず、協会が第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め、協会が被害を被った場合には、利用者による損害賠償を請求することがあります。

8. 鍵の紛失・破損

自転車の鍵を紛失・破損された場合は、鍵代として1,000円を頂きます。

9. 禁止事項

利用者は次の行為をしないでください。

- (1) 飲酒、無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- (2) 危険個所、その他不適切な場所での利用
- (3) 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- (4) 自転車の改造等の現状の変更
- (5) パンクなど自転車の異常を認めた場合、運転を継続する行為
- (6) 利用申込者以外の第三者に使用させること

10. 利用規則の違反

利用者が利用規約に違反した場合は、利用期間中であっても利用を停止し、自転車を速やかに返却していただきます。

利用規約の違反により協会又は第三者が被害を受けた場合には、利用者による損害賠償を請求することがあります。